



愛川町 生活ガイド 2025

 日本語



企画・制作 愛川町 総務部 住民協働課

愛川町 生活ガイド 2025

「愛川町 生活ガイド2025」に書いてある内容は、
2025年10月時点の情報です。内容が変わることがあります。
内容等でわからないことがあるときは、担当する課へ問い合わせてください。



愛川町 生活ガイド 2025

編集・発行 愛川町総務部 住民協働課

電話:0462-85-6937

発行年月 2025年12月



一般財団法人
自治体国際化協会

このガイドブックは、一般財団法人自治体国際化協会の助成を受けて作成されました。

愛川町 生活ガイド

2025

目次



1 緊急・災害

1-1	警察・消防・救急への通報	1
1-2	夜や休日に病気になったとき	1
1-3	災害に備える	2
1-4	地震	2
1-5	台風・大雨	2
1-6	避難の情報	2

2 在留資格・在留カード

2-1	在留資格	3
2-2	在留カード	3
2-3	在留カードの交付	3
2-4	在留カードの手続き	4
2-5	子どもが生まれたとき	4
2-6	再入国許可	5
2-7	手続きの相談	5

3 手続き・届出

3-1	引っ越し(転入・転出・転居)	6
3-2	戸籍(出生・死亡・結婚・離婚)	8
3-3	マイナンバー制度・マイナンバーカード	9
3-4	住民票	10
3-5	コンビニ交付サービス	10

4 生活

4-1	水道	11
4-2	ごみ	12
4-3	住まい	12
4-4	自治会	12

5 外国人のための相談窓口

5-1	外国人支援コンシェルジュサービス	13
5-2	外国籍住民のための講座	13
5-3	女性のためのDV相談窓口	13

6 保険

6-1	健康保険	14
6-2	国民健康保険	14
6-3	後期高齢者医療制度	14
6-4	医療保険の主な給付	14
6-5	マイナ保険証	15
6-6	介護保険	15

7 年金

7-1	厚生年金	16
7-2	国民年金	16
7-3	もらえる年金の種類	16
7-4	脱退一時金	16

8 福祉

8-1	高齢者・障害者・ひとり親家庭の福祉	17
8-2	生活に困っている人を助ける制度	17

9 税金

9-1	所得税	18
9-2	住民税	18
9-3	固定資産税	18
9-4	車の税金	18
9-5	税金を期限までに払うことができない場合	18
9-6	税金の証明書	18

10 妊娠・出産・子育て

10-1	妊娠したとき	19
10-2	妊娠・出産・子育ての支援サービス	19
10-3	子どもが生まれたとき	20
10-4	お母さんと子どもの健康	21
10-5	訪問支援サービス	21
10-6	相談・交流	22

11 保育・教育

11-1	保育施設	23
11-2	一時預かり	23
11-3	学校・教育	24
11-4	外国につながるのある子どものための学習サポート	24

12 雇用・労働

12-1	仕事を見つけたいとき	25
12-2	仕事で困ったときの相談	25

13 交通ルール

13-1	自転車	26
13-2	自動車・オートバイ	27

14 町の施設・情報発信

14-1	愛川町役場・連絡所	28
14-2	図書館・スポーツ施設	28
14-3	情報発信	29
14-4	多文化共生	29

1 緊急・災害

1-1 警察・消防・救急への通報

緊急のときは、消防や警察に電話をかけてください。
電話は、24時間いつでもつながります。

急な病気やけが、火事するとき **電話 ▶ 119** 「119」は、消防の電話番号です。

病気やけがのときは、「救急です」と伝えてください。
火事の場合は、「火事です」と伝えてください。

! 救急車の呼び方
(総務省消防庁) >

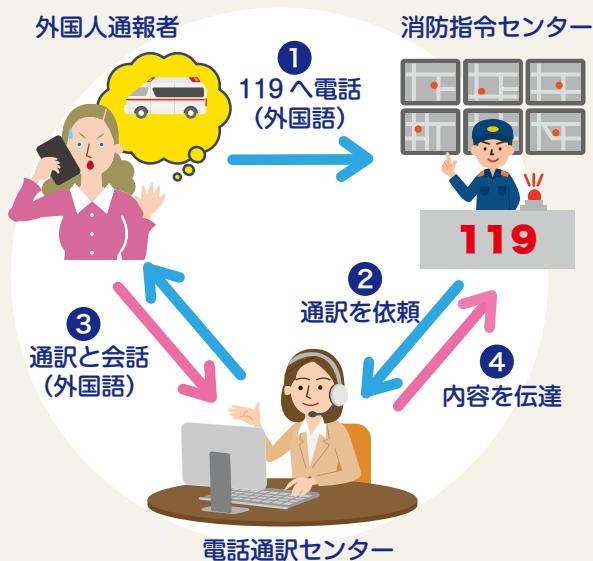


事故や事件のとき **電話 ▶ 110** 「110」は、警察の電話番号です。

何が、いつ、どこで起こったかを警察に伝えてください。

緊急時の多言語翻訳サービス (119)

119に電話をかけると、通訳の人と話することができます。



言語

- 英語
- 中国語
- 韓国語
- タイ語
- ベトナム語
- インドネシア語
- タガログ語
- ネパール語
- ポルトガル語
- スペイン語
- ドイツ語
- フランス語
- イタリア語
- ロシア語
- マレー語
- ミャンマー語
- クメール語
- モンゴル語
- シンハラ語
- ヒンディー語
- ベンガル語
- ウルドゥー語 (2025年10月現在)

お問い合わせ

愛川町役場 消防課 ☎電話 ▶ 046-285-3131

1-2 夜や休日に病気になったとき

夜や休日に病気になったときは、次の診療所に行くことができます。
行く前に電話をしてください。

厚木市休日夜間急患診療所 (メジカルセンター)

住所 神奈川県厚木市水引1-16-45

電話 046-297-5199

診療科目 内科、小児科

時間

月曜日～金曜日：午後7時～午後9時30分 土曜日：午後6時～午後9時30分
日曜・祝日・年末年始：午前9時～午前11時30分、午後2時～午後4時30分、午後6時～午後9時30分

2 在留資格・在留カード

2-1 在留資格

在留資格は、**外国人が日本で活動するために必要な資格**です。日本で働くことができるのは、在留資格で認められている人だけです。在留資格以外の仕事や活動はできません。

仕事の制限がある

外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習

仕事の制限がない

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

許可をもらって仕事ができる

特定活動

働くことはできない

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

*例外があります。くわしくは、**東京出入国在留管理局**にお問い合わせください。

2-2 在留カード

在留カードは、日本に3か月以上在留する外国人に交付されます。氏名や国籍、在留資格、在留期間などが書いてあります。

在留カードは、**日本に住む外国人の身分証明書**です。**16歳以上の人は、常に携帯**してください。

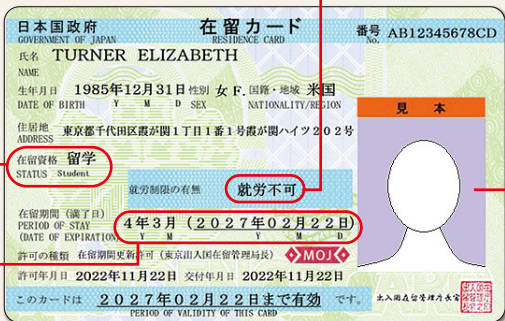
日本で行うことができる活動

仕事の制限について


16歳以上の人は顔写真を表示

住所が変わったときに書きます

日本に在留することができる期間

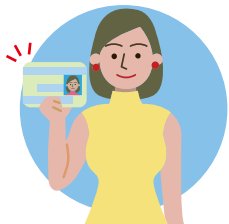


表面



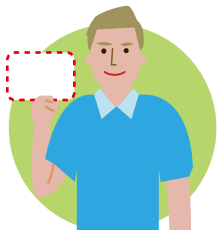
裏面

2-3 在留カードの交付



空港で在留カードをもらった人

入国するときに空港で在留カードをもらった人は、**住むところを決めてから14日以内に愛川町役場に「転入届」を提出**してください。パスポートと在留カードを持って行きます。



空港で在留カードをもらわなかった人

住むところを決めてから14日以内にパスポートを持って愛川町役場に「転入届」を提出してください。郵便で在留カードが届きます。

2 在留資格・在留カード

2-4 在留カードの手続き

住所が変わったとき

申請するところ 愛川町役場 住民課

いつまで 住所が変わったときから**14日以内**

必要なもの 在留カード、転出証明書、本人確認書類(パスポート、マイナンバーカードなど)、家族の関係が書いてある書類(婚姻証明書、出生証明書) **!** 日本語に翻訳してください。

住所以外の内容が変わったとき

申請するところ 東京出入国在留管理局横浜支局、川崎出張所

- 1 在留期間の更新 ▶ 在留期間が終わる**3か月前**から
- 2 在留資格の変更 ▶ 在留期間が**終わるまで**に
- 3 日本に永住するとき
- 4 氏名、国籍、地域などが変わったとき ▶ **14日以内**
- 5 離婚したとき・夫や妻が死亡したとき ▶ **14日以内**
- 6 在留カードをなくしたとき ▶ **14日以内**

! 手続きに必要なものは、在留資格によって違います。くわしくは、お問い合わせください。

2-5 子どもが生まれたとき

日本で生まれた外国籍の子どもが60日より長く日本にいるときは、子どもの在留資格を取得します。

1. 愛川町役場(住民課)に「出生届」を提出します。

いつまで

子どもが生まれた日を含めて
14日以内



2. 子どもの在留資格取得の手続きをします。

いつまで

子どもが生まれてから**30日以内**

場所

東京出入国在留管理局横浜支局
川崎出張所

! 必要な持ち物については、お問い合わせください。

お問い合わせ

東京出入国在留管理局 横浜支局

住所 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7

電話 0570-045259
(IP電話・海外からは045-769-1729)

時間 午前9時～午後4時
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

東京出入国在留管理局 川崎出張所

住所 神奈川県川崎市麻生区上麻生1-3-14
川崎西合同庁舎

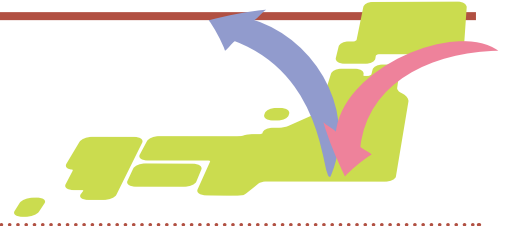
電話 044-965-0012

時間 午前9時～午後4時
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

2 在留資格・在留カード

2-6 再入国許可

日本を出て、また戻るときに必要な手続きです。
1年以内に日本に戻る場合は、この手続きは必要ありません。



1年より長く日本を離れる場合

出国前に、再入国許可を取得してください。

再入国許可を取らないで日本を出ると、今の在留資格は無効になります。再入国許可の期間は、最長で5年(一部の場合は6年)です。

申請するところ 東京出入国在留管理局横浜支局、川崎出張所

1年以内に日本に戻る場合

再入国許可を取得する必要はありません。日本を出るとき、空港でパスポートと在留カードを提示してください。

2-7 手続きの相談

入国や在留の手続きについて、電話、窓口、メールで相談できます。

外国人入留総合インフォメーションセンター（横浜）

住所 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7

電話 0570-013904
! IP電話や海外からは03-5796-7112

時間 月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

メール info-tokyo@i.moj.go.jp(日本語、英語)

言語

- 日本語
- 韓国語
- 英語
- スペイン語
- 中国語
- ポルトガル語
- ベトナム語
- ネパール語
- タイ語
- ミャンマー語
- シンハラ語

在留資格や在留の手続きについて、相談できます。電話またはインターネットで予約してください。

在留相談室「Y-FORA」

住所 神奈川県横浜市中区新港1-6-1 よこはま新港合同庁舎1階
東京出入国在留管理局横浜支局横浜港分室

電話 045-680-1620

時間 月曜日～金曜日：午前9時～午後5時
(正午～午後1時は休み)

休み 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

交通 横浜高速鉄道みなとみらい線「馬車道」駅から徒歩5分

在留相談
予約受付
フォーム



3 手続き・届出

3-1 引っ越し（転入・転出・転居）

引っ越しをしたとき、国や町のサービスを受けるためには、手続きが必要です。
住所が変わってから**14日以内**に、愛川町役場の住民課で手続きをしてください。

転入届（愛川町に引っ越してきたとき）

海外から転入したとき

愛川町役場の住民課に「**転入届**」を提出してください。

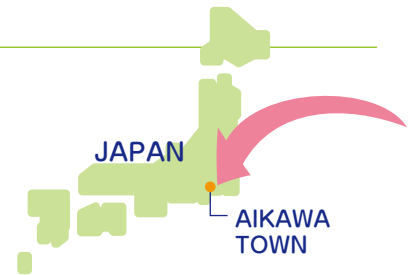
いつまで 愛川町に住み始めてから**14日以内**

必要なもの 外国人の方

- 1 転入する人全員の在留カード、特別永住者証明書
*在留カードをまだもらっていない人は、パスポートを持っていきます。
- 2 家族の関係を証明する書類（例：婚姻証明書、出生証明書）
! 日本語に翻訳してください。

日本人の方

- 1 パスポート
*パスポートに出入国記録が残らない場合は、入国した日が確認できるもの（搭乗券の半券など）
- 2 戸籍謄本、戸籍の附票 *愛川町に本籍がある人は不要
- 3 代理人が手続きを行う場合は「委任状」



他の市区町村から転入したとき

愛川町役場の住民課に「**転入届**」を提出してください。

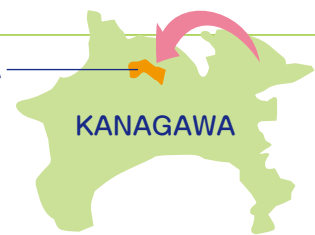
いつまで 愛川町に住み始めてから**14日以内**

必要なもの

- 1 転出証明書
*マイナンバーカードを使って転出届を行った場合、転出証明書は発行されません。
- 2 窓口で手続きを行う人の本人確認書類（在留カード、特別永住者証明書、パスポートなど）
- 3 外国人の方 ▶ 転入する人全員の在留カード、特別永住者証明書
- 4 外国人の方 ▶ 家族の関係を証明する書類（例：婚姻証明書、出生証明書）
! 日本語に翻訳してください。
- 5 代理人が手続きを行う場合は「委任状」

AIKAWA TOWN

KANAGAWA



お問い合わせ

愛川町役場 住民課 ☎ 電話 ▶ 046-285-6936

3 手続き・届出

転出届(愛川町から他の市区町村に引っ越しするとき)

愛川町役場に「**転出届**」を提出してください。

いつまで

引越し予定日の**14日前**から引越し後**14日以内**

必要なもの

- 1 窓口で手続きを行う人の本人確認書類
(在留カード、特別永住者証明書、パスポートなど)
- 2 マイナンバーカード
- 3 印鑑
- 4 持っている人のみ
国民健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、後期高齢者医療資格確認書、印鑑登録証
- 5 代理人が手続きを行う場合は「委任状」



転居届(愛川町内で引っ越しするとき)

愛川町役場に「**転居届**」を提出してください。

いつまで

新しい住所に住み始めてから**14日以内**

必要なもの

- 1 窓口で手続きを行う人の本人確認書類
(在留カード、特別永住者証明書、パスポートなど)
- 2 転居者全員のマイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書
- 3 印鑑
- 4 持っている人のみ
国民健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、後期高齢者医療資格確認書、印鑑登録証
- 5 代理人が手続きを行う場合は「委任状」



お問い合わせ

愛川町役場 住民課 ☎ 電話 ▶ 046-285-6936

3 手続き・届出

3-2 戸籍（出生・死亡・結婚・離婚）

日本で子どもが生まれたり、死亡したときは、手続きが必要です。

出生届（子どもが生まれたとき）

日本で子どもが生まれたら、「**出生届**」を提出します。

いつまで 子どもが生まれた日から14日以内

必要なもの 出生証明書（出産した病院でもらいます）、母子健康手帳、届出人の在留カード



ほかにも、**必要な手続き**があります。

- 1 子どもの健康保険
- 2 児童手当の申請
- 3 小児医療証の申請
- 4 子どもの国籍や在留資格の取得

死亡届（死亡したとき）

外国人が日本で亡くなったときは、「**死亡届**」を提出します。

いつまで 亡くなったことを知った日から7日以内

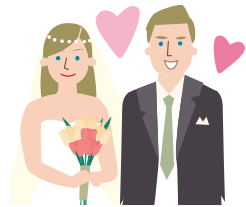
必要なもの 死亡診断書（病院でもらいます）、特別永住者証明書（亡くなった人が特別永住者の場合）、亡くなった人の在留カード、パスポート、国民健康保険や後期高齢者医療制度の資格確認書（持っている人）、印鑑登録証（持っている人）

婚姻届（結婚するとき）

外国籍の方が日本で結婚するときは、「**婚姻届**」を提出します。

結婚に必要な書類は、国によって異なります。

くわしくは、町役場の住民課または大使館・領事館にお問い合わせください。

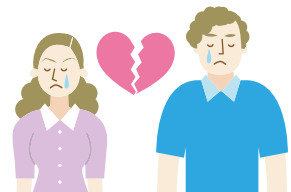


離婚届（離婚するとき）

離婚の条件は、国によって異なります。

日本の法律に従って協議離婚する場合は、「**離婚届**」を提出します。

くわしくは、町役場の住民課または大使館・領事館にお問い合わせください。



手続きするところ（愛川町役場）

曜日と時間		窓口
月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	住民課
土曜・日曜・祝日・年末年始	午前8時30分～午後5時	住民課（日直の職員が預かります）
夜間	午後5時15分～翌日の午前8時30分 ＊土曜・日曜・祝日・年末年始は 午後5時～翌日の午前8時30分	警備員窓口 （町役場新庁舎裏の入口）

❗ 休日や夜間は、書類を預かるだけです。

❗ 書類の記入漏れや不備があった場合は、役場の業務時間内に再度来庁する必要があります。

お問い合わせ 愛川町役場 住民課 ☎ 電話 ▶ 046-285-6936

3 手続き・届出

3-3 マイナンバー制度・マイナンバーカード

マイナンバーは、日本に住民票があるすべての人が持つ12桁の番号です。個人番号とも言います。日本に住民登録をした外国人にも、マイナンバーがあります。

マイナンバーカード

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真付きのICカードです。申請により取得できます。



マイナンバーカードでできること

- 本人確認の身分証明書として使う
- オンラインで行政の手続きをする
- コンビニで住民票や証明書などの書類をもらう
- 健康保険証として使う

マイナンバーカードの申請方法

愛川町に転入届を提出するときに、マイナンバーカードを申請できます。役場で申請できなかった人は、後から郵送で届くマイナンバーカードの「交付申請書」を使って申請できます。

マイナンバーカードの取り扱いについて

氏名や住所が変わったときは、役場に届け出てください。マイナンバーカードの有効期限は、在留期間と同じです。在留期間を更新したときは、役場で手続きが必要です。

マイナンバーカードを紛失したとき

1. 「マイナンバー総合フリーダイヤル」に電話してください(☎0120-0178-27)。
カードを一時的に利用できないようにします。電話は、外国語にも対応しています。
2. 警察へ「遺失届」を提出してください。
3. マイナンバーカードが見つからない場合は、役場でカードの「交付申請書」を発行します。
*マイナンバーカードが見つかったときは、役場で再びカードを使えるようにする手続きが必要です。

お問い合わせ 愛川町役場 住民課 ☎電話 ▶ 046-285-6936

マイナンバーに関する情報

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎電話 0120-0178-26

時間 午前9時30分～午後8時(土曜・日曜・祝日は午後5時30分まで)
*12月29日～1月3日を除く

言語

• 英語	• スペイン語	• タイ語	• タガログ語
• 中国語	• ポルトガル語	• インドネシア語	• ネパール語
• 韓国語	• ベトナム語		

日本語電話 0120-95-0178

マイナンバーカード
総合サイト



3 手続き・届出

3-4 住民票

住民票

住民票は、住民登録をした人の住所、氏名、生年月日などを記載したものです。
住民票は、いろいろな手続きに使用します。

住民票の取得方法

住民票は、次の3つの方法で取得できます。

- ① 役場の窓口で請求する
請求するところ：愛川町役場住民課、半原連絡所、中津連絡所
- ② コンビニ交付サービス
マイナンバーカードを持っている人は、コンビニ交付サービスも利用できます。
- ③ 郵送で請求する
くわしくは、町役場住民課にお問い合わせください。
愛川町役場 住民課 ☎ 電話 ▶ 046-285-6936

3-5 コンビニ交付サービス

コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されたマルチコピー機から各種証明書を取得できるサービスです。マイナンバーカードの受取り時に設定した4桁の暗証番号が必要です。

コンビニで取得できる愛川町の証明書

・住民票の写し ・住民票記載事項証明書 ・印鑑登録証明書 ・課税証明書(最新年度分のみ)

❗ 手数料は1通300円

利用できる人

愛川町に住民登録があり、利用者証明用電子証明書を格納したマイナンバーカードを持っている人

店舗と時間

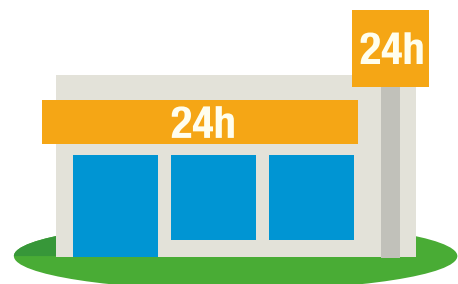
店舗 セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、ミニストップ

❗ マルチコピー機が設置されている店舗のみ

時間 午前6時30分～午後11時(土曜日・日曜日・祝日含む)

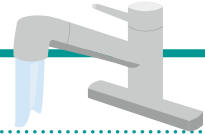
*12月29日～1月3日、機械のメンテナンス時を除く

コンビニ
交付サービスの使い方



4 生活

4-1 水道



水道を使いたいとき

新しく住む家が決まったら、水道を使う5日前までに、次の①から④のことを愛川町水道事業所に電話で伝えてください。

愛川町水道事業所 ☎電話 046-285-6965

- ① 新しく住む家の住所 ② 住む人の名前 ③ いつから住むか ④ あなたの電話番号

*もし、家を買ったときは、それも伝えてください。

水道のお金の払い方

2か月に1回、支払いの紙が家に届きます。銀行やコンビニエンスストアに行ってお金を払ってください。

スマートフォン払いもできます。

使える銀行やコンビニエンスストア、スマートフォンサービスは、支払いの紙に書いてあります。

! クレジットカードは使えません。

水道を使うのをやめるとき

別の家に引っ越ししたり、自分の国に帰る前に、必ず次の①から⑤のことを愛川町水道事業所に電話で伝えてください。国に帰るときは、早めに電話してください。

愛川町水道事業所 ☎電話 046-285-6965

- ① 今、住んでいる家の住所 ② 新しい家の住所 ③ 住んでいる人の名前 ④ いつまで今の家に住むか
⑤ あなたの電話番号

注意すること

次の地域は神奈川県の水道です。
愛川町水道事業所ではなく、
厚木水道営業所に
電話してください。

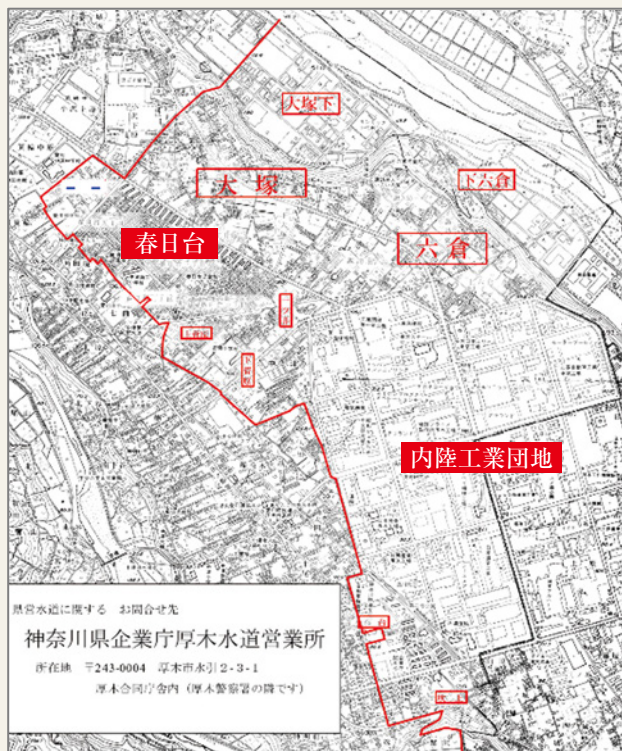
厚木水道営業所

☎電話 046-224-1111

神奈川県の水道の地域

春日台全域、中津の一部

※地図をご参照ください。



4 生活

4-2 ごみ

ごみのルールとマナー

ごみは、**ごみを集める日の午前8時30分までに、決められた場所に出してください。**
ごみを出す日と場所は、「ごみ・資源物収集カレンダー」を見てください。

ごみ・資源物
収集カレンダー >



「ごみ・資源物収集カレンダー」は、次の場所でもらうこともできます。

・役場本庁舎 ・ラビンプラザ ・レディースプラザ ・田代運動公園 ・第1号公園体育館
・町内のコンビニエンスストア など

ごみは「**もやすごみ**」と「**資源**」に分けて出します。

くわしくは、「ごみの分別ガイドブック」を見てください。

ごみの分別
ガイドブック >



4-3 住まい

町営住宅

町営住宅は、**愛川町が運営している賃貸住宅**です。入居の申し込みには条件があります。
くわしくは、お問い合わせください。

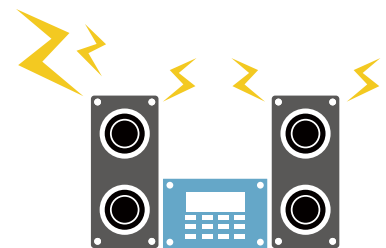
① 収入が少なく、住むための家に困っている人 ② 愛川町に住んでいる、または愛川町で働いている人 など

お問い合わせ 愛川町 都市施設課 ☎ 電話 ▶ 046-285-6939

住むときのルール

大きな音や声を出すと、近隣住民とトラブルになるかもしれません。
特に、アパートやマンションに住む人は注意しましょう。

- ✗ 大きな音でラジオや音楽を聴く
- ✗ 大きな声で会話をする
- ✗ 朝早い時間や夜遅い時間に、洗濯や掃除をしたり、シャワーを浴びる
- ✗ 大きな音でドアをしめる など



4-4 自治会

近所の人達と日頃からあいさつを交わしたり、お祭りなどのイベントに参加したりして、いい関係をつくることはとても大切です。近所の人達と付き合いをしておく、分からないことを聞いたり、災害が起こったりしたときに、助けあうことができます。

日本では、地域に住んでいる人たちがグループ(自治会)をつくって、住みやすいまちづくりに取り組んでいます。**自治会に入会すると、地域の情報をもらうことができます。**自治会に入りたい人は、近くに住んでいる人が自治会の役員に申し出てください。

【自治会の主な活動内容】

- ・道路や公園などの清掃 ・地震などの災害に備えた防災訓練 ・事故や犯罪の防止
- ・お祭りや運動会などのイベントの開催

5 外国人のための相談窓口

5-1 外国人支援コンシェルジュサービス

愛川町に住んでいる外国人のための相談窓口です。英語、スペイン語、ポルトガル語のできる相談員がいます。日常生活で困ったことや、役場の手続きなど、わからないことを気軽に相談できます。

相談の受付 英語、スペイン語、ポルトガル語 *その他の言葉は、多言語翻訳機を使って話します。

対応言語 月曜日～金曜日(祝日を除く):午前10時～午後5時

住所 愛川町角田251-1 愛川町役場 住民課

電話 046-285-6936

5-2 外国籍住民のための講座

外国語とやさしい日本語による講座を開催します。

講座の内容 ごみの出し方、税金、病院、学校、子育て、防災など

参加できる人 愛川町に住んでいる外国籍の方

お問い合わせ 愛川町役場 住民協働課

電話 046-285-6937



5-3 女性のためのDV相談窓口

夫やパートナーからの暴力に悩んでいる人は、外国語で相談できます。

電話 090-8002-2949 (神奈川県配偶者暴力相談センター)

対応言語 英語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語

予約が必要な言語 中国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ベンガル語、ミャンマー語、クメール語、ロシア語

相談の受付 月曜日～金曜日:午前10時～午後5時

休み 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

*面談による相談もできます。予約が必要です。



6 保険

日本では、けがや病気になったときのために、国籍に関係なくすべての人が公的な医療保険に加入して、保険料を払います。

6-1 健康保険

会社などで働く人と、その家族は健康保険に入ります。保険料は、会社が半分払います。あなたが健康保険に入ることができるかどうかは、会社に聞いてください。

6-2 国民健康保険

国民健康保険は、健康保険に加入していない人が入ります。加入するには、役場で手続きが必要です。保険料は、保険に入る人の数や、前の年の収入によって決まります。保険料は、世帯主が払います。

国民健康保険に加入できない人

- ・在留期間が3か月以下の人
- ・在留期限が切れている人
- ・在留資格が「外交」または「短期滞在」の人
- ・日本と社会保障協定を締結している国から適用証明書を交付されている人
- ・不法滞在など、在留資格のない人
- ・会社の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人
- ・生活保護を受けている人、住民登録がない人
- ・在留資格が「特定活動」で ①医療を受ける活動又はその人の日常の世話をする活動を行う人
②観光保養などの活動をする人

お問い合わせ 愛川町役場 国保年金課 ☎電話 ▶ 046-285-6931

6-3 後期高齢者医療制度

国民健康保険や健康保険に入っていた人は、75歳になったら「後期高齢者医療制度」に加入します。手続きは必要ありません。保険料は、前の年の収入などによって決まります。

お問い合わせ 愛川町役場 国保年金課 ☎電話 ▶ 046-285-6931

6-4 医療保険の主な給付

医療費の給付

病気やけがで病院を受診したとき、病院の窓口にマイナンバーカードまたは資格確認書を見せると、病院に払うお金が少なくなります。 *保険の適用にならないものは対象外です。

病院で払うお金の割合

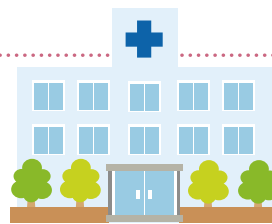
小学校に入る前の子ども	20%
小学生～69歳の人	30%
70歳～74歳の人	20%か30% *収入によって違います

*愛川町では、0歳から18歳までの子どもの医療費(自己負担分)を助成します。

6 保険

高額療養費(医療費が高くなったとき)

1か月に病院に払ったお金が高くなったときは、払ったお金の一部が**高額療養費**として戻ってくる場合があります。**申請が必要**です。



出産育児一時金(子どもが生まれたとき)

医療保険に入っている人が**子どもを生んだとき**、子ども1人につき、原則として**50万円**が支給されます。

妊娠85日以上であれば、死産、流産の場合でも支給されます。

お問い合わせ 加入している医療保険の問い合わせ窓口



6-5 マイナ保険証

マイナンバーカードを健康保険証として使うためには、**登録が必要**です。

マイナポータルにログインして、登録してください。病院や薬局の窓口でも登録できます。

マイナンバーカードがない人・マイナ保険証を利用しない人

「資格確認書」が無料で発行されます。病院を受診したときは「資格確認書」を窓口に見せてください。

マイナ保険証について、くわしく知りたいとき

マイナンバー総合フリーダイヤル

電話

0120-0178-27 つながらない場合は 0570-064-738(有料)

対応言語

・英語 ・中国語 ・韓国語 ・スペイン語 ・ポルトガル語

午前8時30分～午後8時

・タイ語 ・ネパール語 ・インドネシア語 ・ベトナム語 ・タガログ語

午前9時～午後6時

マイナンバーカード
総合サイト



6-6 介護保険

介護保険は、介護の負担を社会全体で支えることを目的とした制度です。日本に住んでいる人は、**40歳から介護保険**に加入して、保険料を払います。介護が必要な状態になったときは、**費用の一部を払って、介護サービス**を利用できます。

お問い合わせ 愛川町役場 高齢介護課 ☎電話 ▶ 046-285-6938



7 年金

年金は、年をとったときや、病気やけがで障害が残ったとき、家族が死亡したときなど、**困ったときの生活をみんなで支えあうための制度**です。**年金に加入して保険料を払った人は、将来、年金を受け取ることができます。**国の年金には、「厚生年金」と「国民年金」があります。

7-1 厚生年金

会社などで働いている人は、**厚生年金に入ります**。加入の手続きは会社が行います。保険料は、給料から支払われます。

7-2 国民年金

日本に住む**20歳から59歳までのすべての人は、国民年金に加入**します。

国民年金の加入や脱退の手続きは年金事務所または役場で行います。

国民年金の**保険料は、毎年変わります**。保険料は、納付書を使って銀行や郵便局、コンビニなどで払います。口座振替、クレジットカード、インターネットを利用して払うこともできます。

保険料を払うことが難しいときは、年金事務所または役場に相談してください。

国民年金制度の仕組み
(日本年金機構) >



7-3 もらえる年金の種類

- ① **老齢年金**…年金の保険料を10年以上払った人が、65歳から受け取れます。
- ② **障害年金**…年金加入中に病気やけがで障害を負ったときに受け取れます。
- ③ **遺族年金**…年金の加入者が亡くなったとき、その人の収入によって生活していた人(子どもがいる配偶者、子どもなど)が受け取れます。

! ① ~ ③ の年金については、それぞれ受給要件を満たしている場合のみ受け取ることができます。

7-4 脱退一時金

年金に加入していた外国人が出国する場合、**支払った保険料の一部を受け取ることができます**。

日本に住所がなくなった日から**2年以内**に請求してください。

「脱退一時金」を受け取ることができる人

下記のすべての条件に当てはまる人

- ・日本の国籍がない人
- ・年金の保険料を6か月以上払った人
- ・年金をもらっていない人
- ・日本に住所がない人

脱退一時金の請求手続き
(日本年金機構) >



お問い合わせ

■ 厚木年金事務所

☎ 電話 046-223-7171

■ 愛川町役場 国保年金課

☎ 電話 046-285-6931

8 福祉

愛川町の各課では、福祉や健康に関するさまざまなサービスを提供しています。
くわしくは、それぞれの課にお問い合わせください。

8-1 高齢者、障害者、ひとり親家庭の福祉



高齢者や高齢者の家族のためのサービスや制度について

お問い合わせ 愛川町役場 高齢介護課

電話 046-285-6938



心や体に障害があって生活に困っている人のためのサービスや制度について

お問い合わせ 愛川町役場 福祉支援課

電話 046-285-6928



子どもを1人で育てているお父さんやお母さんのためのサービスや制度について

お問い合わせ 愛川町役場 子育て支援課

電話 046-285-6932

8-2 生活に困っている人を助ける制度

生活保護

生活保護は、生活に困っている人に必要な保障と自立を支援する制度です。
家庭の収入と、国が決めた生活費との差額を、保護費としてもらうことができます。
外国人も、在留資格などの条件を満たしていれば、生活保護を受けることができます。
「生活に困っている」「生活保護を受けたい」と思ったときは、福祉支援課に相談してください。

お問い合わせ 愛川町役場 福祉支援課

電話 046-285-6928

愛川町社会福祉協議会

愛川町社会福祉協議会は、地域に住む人々が安心して暮らせるよう、いろいろな活動や支援を行っています。

相談できること(例)

- ・ボランティア活動について
- ・成年後見制度について
- ・車椅子の一時的な貸出
- ・公共交通機関を利用することが困難な方の通院等外出支援について

愛川町
社会福祉協議会 >



お問い合わせ 愛川町社会福祉協議会

電話 046-281-8637

9 税金

日本の税金には、**国に払う税金(国税)**と、**都道府県や市区町村に払う税金(地方税)**があります。
日本に住んでいる**外国人も、税金を払う必要があります。**

9-1 所得税

個人の所得にかかる税金です。いくら払うかは、前年の1月1日から12月31日までの給料などで決まります。会社などに勤めている人は、毎月の給与から所得税が差し引かれます。それ以外の人は、所得と税金を計算して、税務署に申告します。これを「確定申告」といいます。

お問い合わせ 厚木税務署 ☎電話 ▶ 046-221-3261

9-2 住民税

1月1日に住所がある(あった)**市区町村と都道府県に払う税金**です。給料や年金を受給している人は、給料や年金から住民税を払います。それ以外の人は、納付書またはオンラインで払うことができます。

帰国する人 | 帰国する人は、納税の義務を果たすために、**日本を出る前に住民税を全て払うか、代わりに住民税を払う人(納税管理人)を決めて、役場に申告してください。**

お問い合わせ 愛川町役場 税務課 ☎電話 ▶ 046-285-6915

9-3 固定資産税

1月1日に愛川町に次の**資産を持っている人が払う税金**です。納付書またはオンラインで払うことができます。

- ① 土地 ② 家やマンション、アパート、ビル、店などの建物 ③ 仕事に使う機械や大きな車など

お問い合わせ 愛川町役場 税務課 ☎電話 ▶ 046-285-6916

9-4 車の税金

4月1日に**車を持っている人が払う税金**です。納付書またはオンラインで払うことができます。

- ・軽自動車税(種別割) : 排気量が660cc以下の車(軽自動車)やバイクを持っている人が払います。
- ・自動車税(種別割) : 排気量が660ccより多い車を持っている人が払います。

お問い合わせ 愛川町役場 税務課 ☎電話 ▶ 046-285-6915

9-5 税金を期限までに払うことができない場合

どうしても期限までに払うことができない場合は、すぐに税務課へ相談してください。

相談しないで、期限までに払わなかった場合は、あなたの財産(給与・預貯金・家・車など)を差押することになります。

※差押…税金を払うために、あなたの財産を愛川町が売ったりすること。あなたの考えで止めることはできません。

お問い合わせ 愛川町役場 税務課 ☎電話 ▶ 046-285-6917

9-6 税金の証明書

税金に関する**証明書**が必要なときは、役場の窓口へ申請してください。

必要なもの 本人確認書類(在留カード、パスポート、マイナンバーカードなど)

*代理人が請求する場合は、委任状が必要です。*課税・非課税証明書は「コンビニ交付サービス」でも取得できます。マイナンバーカードが必要です。

お問い合わせ 愛川町役場 税務課 ☎電話 ▶ 046-285-6917

10 妊娠・出産・子育て

10-1 妊娠したとき

母子健康手帳をもらう

妊娠がわかったら、役場の健康推進課へ「妊娠届」を出して「母子健康手帳」をもらいましょう。

母子健康手帳は、お母さんの健康や赤ちゃんの成長などについて書くノートです。

母子健康手帳と一緒に、お母さんや赤ちゃんの健診に使うチケット(健康診査費用補助券)をもらいます。

病院にチケットを持って行くと、健診のお金が安くなります。

お問い合わせ 愛川町役場 健康推進課 ☎電話 ▶ 046-285-6970

電子母子手帳

スマートフォンを利用して、子育ての記録を登録・管理できるアプリです。

言語

- ・英語 ・中国語 ・韓国語 ・ポルトガル語 ・スペイン語 ・タガログ語
- ・タイ語 ・ベトナム語 ・インドネシア語 ・ロシア語 ・ネパール語

電子母子手帳



10-2 妊娠・出産・子育ての支援サービス

① 妊娠・出産・子育て総合相談

妊娠や子育てで心配なこと、不安なことを相談できます。

場所 健康プラザ1階(健康推進課内)

電話 046-285-6970

時間 月曜日～金曜日:午前8時30分～午後5時15分

休み 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

妊娠したら
何をすればいいの?
赤ちゃんが泣きやまない。
どうすればいいの?



② 妊婦訪問

保健師や助産師が家庭を訪問して、お母さんが安心して赤ちゃんを産めるようにサポートします。

③ マタニティセミナー

お父さん・お母さんが妊娠や出産、子育てについて学べる教室です。ママ同士の友達もつくれます。

④ ベビーシッター等利用料の助成

妊婦または0歳の子どもを育てている人が自宅でベビーシッターや家事・育児の支援サービスを利用したときの費用を助成します。

内容 利用料金の50%を助成(子ども1人につき上限10,000円)

お問い合わせ

①②③ 愛川町役場 健康推進課

☎電話 046-285-6970

④ 愛川町役場 子育て支援課

☎電話 046-285-6932

10 妊娠・出産・子育て

10-3 子どもが生まれたとき

出生届

子どもが生まれたら、役場に「出生届」を出します。

いつまで 子どもが生まれてから**14日以内**

必要なもの 出生証明書(出産した病院でもらう)、母子健康手帳、届出人(父母)の在留カード
! 大使館や領事館にも、子どもが生まれたことを知らせてください。

お問い合わせ 愛川町役場 住民課 ☎電話 ▶ 046-285-6936



子どもの在留資格

日本で生まれた外国籍の子どもが**60日より長く日本にいるときは**、子どもの在留資格を取得する必要があります。

いつまで 子どもが生まれてから**30日以内**

場所 東京出入国在留管理局横浜支局 または 川崎出張所

医療保険

親が加入している医療保険に、**子どもも加入**します。

手続きするところ 「健康保険」に入っている人は会社、「国民健康保険」に入っている人は国保年金課

お問い合わせ 愛川町役場 国保年金課 ☎電話 ▶ 046-285-6931

小児医療費の助成

愛川町に住んでいる**0歳から18歳までの子ども**が病院に行ったとき、**保険証と「小児医療証」**を出してください。
お金が0円になります。保険が使えるときだけです。「小児医療証」は、役場に申請するともらえます。

お問い合わせ 愛川町役場 子育て支援課 ☎電話 ▶ 046-285-6932

小児医療費の助成 >



児童手当

0歳～18歳までの子どもを育てている人がもらえるお金です。子どもが生まれた日から**15日以内**に、町役場に申請してください。

もらえるお金

0歳～2歳

毎月15,000円

3歳以上～高校生

毎月10,000円

*3人目からは30,000円

児童手当 >

お問い合わせ 愛川町役場 子育て支援課 ☎電話 ▶ 046-285-6932



出産育児一時金

健康保険や国民健康保険に加入している人は、「**出産育児一時金(原則50万円)**」が支給されます。

お問い合わせ 愛川町役場 国保年金課 ☎電話 ▶ 046-285-6931

出産育児一時金 >



10 妊娠・出産・子育て

10-4 お母さんと子どもの健康

産婦健康診査の助成

産婦健康診査は、子どもを生んだ後のお母さんの**体と心の健康状態**を見る検査です。
検査費用の一部を、町が助成します。

健診の時期 1回目 産後2週間、2回目 産後1か月

助成の金額 1回あたり3,000円

子どもの健診

健診の対象となる人には、**事前にお知らせの手紙を送ります。**

乳幼児健康診査

病院や健康プラザで、子どもの**健康を調べます。**
子どもの体のことや健康のことを相談できます。

対象 4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳6か月児

歯科健診

子どもの**歯を調べます。**

対象 1歳児、2歳児



お問い合わせ 愛川町役場 健康推進課 ☎電話 ▶ 046-285-6970

10-5 訪問支援サービス

新生児訪問

保健師や助産師が家庭を訪問して、**赤ちゃんとお母さんの健康状態を確認**します。
赤ちゃんの成長やお母さんの健康について相談できます。

対象 生後2か月までの赤ちゃんがいる家（*訪問を希望する人）

こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんがいる家に**保健師や助産師が訪問**して、**赤ちゃんとお母さんの健康状態を確認**します。
育児に関する困ったことや心配なことを相談できます。

対象 生後4か月までの赤ちゃんがいるすべての家 *新生児訪問を受けた人は除く

お問い合わせ 愛川町役場 健康推進課 ☎電話 ▶ 046-285-6970

子どもの予防接種

予防接種は、感染症などの病気を防ぐための注射です。
法律に基づいて市区町村が行う定期接種と、希望する人が受ける任意接種があります。

- 1 定期接種 決められた期間内に受ける場合は、原則として無料です。
- 2 任意接種 自分でお金を払います。受けるときは、医師に相談して決めてください。



へ予防接種

10-6 相談・交流

産後ケア「ひなたぼっこ」

子どもの身長や体重を調べたり、**お母さんの健康や子育てについて相談**できます。
健康プラザに来て、子どもと一緒にリラックスして過ごせます。

❗ 利用する前に予約が必要です。

対象 1歳未満の子ども、お父さん、お母さん

産後ママのためのリラックス教室

骨盤の体操やストレッチなどを行い、心と体をリラックスさせることができます。

❗ 事前に予約が必要です。

対象 1歳未満の子どもがいるお母さん

すくすく親子健康相談・離乳食相談

保健師、栄養士、看護師が、子どもの体や健康について確認します。
子育てや子どもの予防接種などについて相談できます。決まった日に開催します。予約は要りません。

医療相談アプリ

スマートフォンのアプリを使って、医師にチャット形式で健康や医療に関する相談ができます。

対象 妊婦や小学校へ入る前の子どもがいる家

お問い合わせ 愛川町役場 健康推進課 ☎電話 ▶ 046-285-6970

子育て支援センター

子育て支援センターは、小学校に入る前の子どもと、お父さん、お母さんが遊びながら交流を楽しむ場所です。子育ての情報交換や仲間づくりができるほか、子育ての不安や悩みについて相談できます。

住所 愛川町角田257-1(愛川町健康プラザ3階)

電話 046-285-8345

時間 月曜日～金曜日:第2・第4土曜日
午前9時～午前11時30分 午後1時30分～午後4時

休み 祝日、年末年始

子育て支援センター >



11 保育・教育

11-1 保育施設

教育・保育施設には、**幼稚園**、**保育園**、**小規模保育施設**・**認定こども園**があります。

幼稚園

幼稚園は、3歳から5歳の子どもを対象とした**教育施設**です。入園の手続きは、直接幼稚園で行います。

- お問い合わせ** 春日台幼稚園 ☎電話 ▶ 046-285-0074
愛川幼稚園 ☎電話 ▶ 046-281-1237
中津幼稚園 ☎電話 ▶ 046-285-1650

保育園・小規模保育施設・認定こども園

0歳から5歳の子どもを対象とした**保育施設**です。入園するためには、条件があります。くわしくは、お問い合わせください。

- お問い合わせ** 愛川町役場 子育て支援課 ☎電話 ▶ 046-285-6932

保育のお金

3歳から5歳までの子どもと、0歳から2歳までの**住民税非課税世帯**の子どもは、**保育施設の利用料が0円**になります。**給食や行事のお金は払います。**

- お問い合わせ** 愛川町役場 子育て支援課 ☎電話 ▶ 046-285-6932

11-2 一時預かり

一時保育

育児を少し休みたいときや**仕事や病気**のとき、**子どもを預ける**ことができます。

対象 1歳～小学校に入る前の子ども

- お問い合わせ** 中津保育園 ☎電話 ▶ 046-285-0084
中津幼稚園 ☎電話 ▶ 046-285-1650

病児保育

熱などの**病気の症状がある子どもを預ける**ことができます。病院の医者が、施設に預けていいと判断したときだけです。

❗ 利用する前に予約が必要です。

対象 生後6か月から小学校6年生までの子ども

- お問い合わせ** &ケアキッズ ☎電話 ▶ 046-281-7716

愛川町ファミリーサポートセンター

育児をサポートしてほしい人と、サポートしたい人が会員になって子育てを支える事業です。

❗ 利用するためには、会員登録が必要です。

- お問い合わせ** 愛川町役場 子育て支援課 ☎電話 ▶ 046-285-6932

11 保育・教育

11-3 学校・教育

小学校・中学校

日本では、**小学校6年間(6～12歳)**と**中学校3年間(13～15歳)**が**義務教育**です。外国人の子どもも、希望すれば日本の小学校・中学校に入学できます。愛川町には、6つの町立小学校と3つの町立中学校があります。入学するのは、住んでいる地域にある学校です。町立の学校に入りたいときは、お問い合わせください。

お問い合わせ 愛川町役場 教育総務課 ☎電話 ▶ 046-285-6957

学校のお金に困っているとき(就学援助制度)

愛川町では、**子どもを学校に通わせるお金に困っている人**に、必要なお金の一部を援助します。次の**①**と**②**などの場合です。通っている学校で書類をもらって申し込みます。

- ① 給料などの収入が少ない
- ② 児童扶養手当をもらっている

お問い合わせ 愛川町役場 教育総務課 ☎電話 ▶ 046-285-6957

児童クラブ

「放課後児童クラブ」は、**小学校の授業が終わったあと**に、子どもたちが遊んだり、勉強したりして過ごす場所です。クラブは小学校の敷地内にあり、土曜日や学校の長い休みの期間も利用できます。

❗ 利用するには、事前に申し込みが必要です。

対象 愛川町に住んでいて、お父さんやお母さんが昼間、家にいない小学生

お問い合わせ 愛川町役場 生涯学習課 ☎電話 ▶ 046-285-6959

11-4 外国につながるのある子どものための学習サポート

寺子屋くすくすの木 プレクラス

小学校1年生と2年生を対象に、日本語を教えます。

かえで教室(放課後学習教室)

外国につながるのある小学校3年生と4年生の希望者を対象に、学校の授業の後、勉強をサポートします。

日本語指導協力者の派遣

日本語に慣れていない子どもところに、日本語指導協力者が来てサポートします。

日本語指導初期集中支援

日本の学校に入ったばかりで、日本語がほとんど話せない子どもを対象に、日本語指導協力者が集中的に支援します。

12 雇用・労働

12-1 仕事を見つけたいとき

ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワークは、仕事を探している人に**仕事を紹介する国の機関**です。愛川町では、町役場の中でハローワークの職員に相談することができます。相談したい場合は、相談会の前日までに予約が必要です。

相談会の日程 毎月第2火曜日 午後1時～午後3時 *第2火曜日が祝日の場合は、第3火曜日

相談場所 愛川町役場庁舎1階 相談室

お問い合わせ 愛川町役場 商工観光課 ☎電話 ▶ 046-285-6948

通訳がいるハローワーク

ハローワーク厚木

☎電話 046-296-8609

住所 厚木市寿町3-7-10

交通 小田急小田原線本厚木駅 北口より徒歩約10分

時間 月曜日～金曜日:午前9時～12時、午後1時～午後4時

通訳 英語(火曜日・水曜日・木曜日)、スペイン語(月曜日～金曜日)、ポルトガル語(月曜日～金曜日)

12-2 仕事で困ったときの相談

外国人労働相談(神奈川県)

仕事で困っていることがあるときは、通訳を通して、専門の人(弁護士や大学の先生)に相談できます。相談は無料です。相談の方法は、電話または直接会って話す(対面)のどちらかを選べます。

相談の内容 仕事をやめさせられた、職場で嫌なことを言われた、給料が少ないなど

相談場所 神奈川県かながわ労働センター

スペイン語



ポルトガル語



ベトナム語



13 交通ルール

13-1 自転車

自転車の保険

愛川町で自転車に乗る人は、自転車の保険(自転車損害賠償責任保険)に入ります。

自転車による事故でけがをしたり、相手にけがをさせたとき、保険からお金を払うことができます。自転車保険の入り方は、自転車を買ったお店や保険会社に相談したり、インターネットで手続きする方法などがあります。

自転車に乗るとき

自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶってください。

愛川町では、自転車用のヘルメットを購入する費用の一部を助成します。

申請には、買った金額が確認できる書類が必要です。

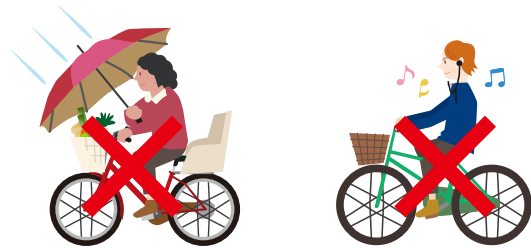
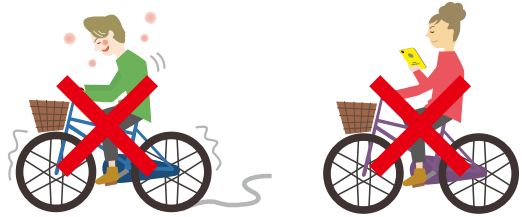
くわしくは、お問い合わせください。

お問い合わせ 愛川町役場 住民協働課 ☎電話 ▶ 046-285-6937



自転車の交通ルール

- 1 自転車は原則として、車道の左側を走行します。歩道を走行している場合も、歩行者が優先です。
- 2 信号は必ず守りましょう。
- 3 「止まれ」の標識がある場所では、必ず一時停止しましょう。
- 4 暗くなったらライトをつけましょう。
- 5 2人乗りをしてはいけません。
- 6 お酒を飲んだら、絶対に乗ってはいけません。
- 7 スマートフォンを使用しながら乗ってはいけません。
- 8 傘をさしながら乗ってはいけません。
- 9 イヤホンで音楽などを聴きながら乗ってはいけません。



駐輪場

自転車は、駐輪場に停めてください。愛川町では、バス停留所の周辺に、無料で使用できる駐輪場があります。

場所	バス停留所	駐輪台数
中津交番北側	一本松	約20台
レインボープラザ駐車場内	半原	約25台
愛川バスセンター内	愛川バスセンター	約20台
中津バス停留所南東側	中津	約10台

13 交通ルール

13-2 自動車・オートバイ

運転免許

日本で車やオートバイを**運転する方法は、次の3つ**です。

- ① 日本の運転免許証を取得する
 - ② ジュネーブ条約締結国発給の国際運転免許証による運転
 - ③ 外国の運転免許証による運転(スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾)
- ❗ ②と③の運転免許証で運転できるのは、長くて1年です。

車の保険

車やオートバイを含むすべての自動車は、自賠責保険に入ります。

交通事故の相手がけがをしたり、死亡したときに、自賠責保険からお金を払います。

自動車・オートバイの交通ルール

- ① 車を運転するときは、運転免許証を必ず携帯してください。
- ② 車は、道路の左側を通行します。
- ③ 車に乗る人は、全員シートベルトを着用してください。
- ④ 5歳までの子どもは、チャイルドシートを使用しなければなりません。
- ⑤ 車を運転するときは、携帯電話を使用してはいけません。
- ⑥ お酒を飲んだら、絶対に運転してはいけません。
運転する人にお酒をすすめたり、同じ車に乗ることも違反です。



運転免許を取る

日本の運転免許を取る

日本の運転免許を取得するには、運転免許センターなどで**試験を受けて合格**しなければなりません。日本では通常、試験の前に「自動車学校」に通います。自動車学校では、運転の技術や日本の交通ルールなどを教えます。

日本の運転免許への切り替え

外国の運転免許から日本の運転免許へ切り替えることができます。次の**①**と**②**の条件があります。

- ① 外国の免許が有効であること
- ② 外国の免許を取得した後、その国に3か月以上滞在していたこと

お問い合わせ 神奈川県警察運転免許本部(運転免許センター) ☎電話 ▶ 045-365-3111

運転免許に
ついての案内 >



14 町の施設・情報発信

14-1 愛川町役場・連絡所

愛川町役場

住所 愛川町角田251番地1

電話 046-285-2111

FAX 046-286-5021

交通 神奈川中央交通バス「愛川町役場」「箕輪辻」「愛川バスセンター」下車

連絡所では、「住民票の写し」や「戸籍謄抄本」の発行など、一部の業務を行っています。

半原連絡所(半原公民館内)

住所 愛川町半原4343番3

電話 046-281-0177

交通 神奈川中央交通バス「半原」下車

中津連絡所(中津公民館内)

住所 愛川町中津293番地3

電話 046-285-1600

交通 神奈川中央交通バス「局前」下車

利用時間

午前8時30分～午後5時15分

閉庁日

土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日、公民館の休日(連絡所のみ)

14-2 図書館・スポーツ施設

愛川町図書館

住所 神奈川県愛甲郡愛川町角田250番地1

電話 046-285-6963

開館時間 午前9時30分～午後6時

休館日 火曜日(祝日の場合は開館)、年末年始、館内整理日(毎月1回)、特別整理期間(年1回)

スポーツ施設

利用には原則**予約が必要**です。くわしくは、各施設にお問い合わせください。

施設の名前	主なスポーツ	電話
田代運動公園	野球、テニス、プール(夏)、スケートボードなど	046-281-0427
三増公園	陸上、サッカー、テニスなど	046-281-6777
中津工業団地第1号公園	野球、テニス、サッカーなど	046-285-1818 第1号公園 体育館事務所
第1号公園体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球、トレーニング、ダンスなど	
中津工業団地第2号公園	バスケットボール、ソフトボールなど	
坂本運動場 志田運動場 小沢ソフトボール場	ソフトボール	
坂本体育館	バスケットボール、バレーボール、バドミントンなど	

スポーツ施設
✓



14 町の施設・情報発信

14-3 情報発信

愛川町ホームページ

日本語のほか、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語で見ることができます。

<https://www.town.aikawa.kanagawa.jp/>

愛川町
ホームページ >



愛川町メール配信サービス

愛川町のさまざまな情報をメールで受け取ることができます。**登録が必要です。**

メールの内容 愛川町の防災、防犯、イベント、子育てなどの情報

言語 日本語

愛川町メール
配信サービス >



インフォかながわ

外国人に役立つ情報を、メールで受け取ることができます。**登録が必要です。**

メールの内容 神奈川県の情報、防災、保険、イベントなどの情報

言語

- やさしい日本語
- 中国語
- スペイン語
- ポルトガル語
- タガログ語
- ベトナム語
- 英語
- ネパール語

インフォかながわ >



14-4 多文化共生

かながわ国際交流財団

多言語に対応した相談や、情報発信、日本語教室など、神奈川県に住む**外国人に向けてさまざまな活動**を行っています。

住所 〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2
かながわ県民センター13階
(多言語支援センターかながわ内)

電話 045-620-0011

かながわ国際交流財団 >

